令和５年12月

甲斐市定例市議会議案

甲　斐　市

令和５年 12 月８日　提出

甲斐市長　保　坂　　武

目　　次

議案番号	件　　名	ページ
議案第66号	中巨摩地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更の協議の件	1
議案第67号	甲斐市督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件	3
議案第68号	甲斐市印鑑条例の一部改正の件	7
議案第69号	甲斐市税条例の一部改正の件	9
議案第70号	甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	11
議案第71号	甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部改正の件	13
議案第72号	甲斐市空家等対策の推進に関する条例の一部改正の件	15
議案第73号	甲斐市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件	17
議案第74号	令和５年度甲斐市一般会計補正予算（第6号）	21
議案第75号	令和５年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	31
議案第76号	令和５年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	37
議案第77号	令和５年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第2号）	43
議案第78号	令和５年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）	49
議案第79号	令和５年度甲斐市水道事業会計補正予算（第2号）	55
議案第80号	令和５年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第2号）	57
議案第81号	令和５年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第2号）	59
議案第82号	指定管理者の指定の件	61
議案第83号	市道路線認定の件	63

議案第66号

中巨摩地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更の協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中巨摩地区広域事務組合の共同処理する事務を変更し、及び同組合規約を変更することについて、次のとおり協議が求められたので、これに応じるものとする。

１　中巨摩地区広域事務組合の共同処理する事務の変更

中巨摩地区広域事務組合の共同処理する事務で、施設の建設及び管理運営に関する共同処理する事務に掲げる施設である、し尿処理場に関する事務から、南アルプス市全域を除く。

２　中巨摩地区広域事務組合規約の変更

中巨摩地区広域事務組合規約（昭和50年11月1日県知事許可）の一部を次のとおり改正する。

第3条第5号中「（旧若草町、旧櫛形町及び旧甲西町）」を削る。

附　則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

中巨摩地区広域事務組合の共同処理する事務を変更し、及び同組合の規約を変更する協議については、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

議案第67号

甲斐市督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件

甲斐市督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

（甲斐市税条例の一部改正）

第１条　甲斐市税条例（平成16年甲斐市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条　削除

（甲斐市諸収入督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正）

第２条　甲斐市諸収入督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例（平成16年甲斐市条例第63号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲斐市諸収入延滞金徴収及び滞納処分執行条例

第1条中「関し」の次に「、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を」を加える。

第3条の見出し中「督促手数料及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「督促手数料及び」を削り、同項を同条第2項とする。

附則第3項中「第3条第2項」を「第3条第1項」に改める。

（甲斐市介護保険条例の一部改正）

第３条　甲斐市介護保険条例（平成16年甲斐市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（保険料の督促）

第８条　市長は、保険料を納期限までに完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、第10条の規定により保険料の徴収を猶予する場合は、この限りでない。

（甲斐市農業集落排水施設条例の一部改正）

第４条　甲斐市農業集落排水施設条例（平成16年甲斐市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「督促手数料及び延滞金の額並びにそれらの」を「延滞金の額及び」に、「甲斐市諸収入督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」を「甲斐市諸収入延滞金徴収及び滞納処分執行条例」に改める。

（甲斐市下水道使用料条例の一部改正）

第５条　甲斐市下水道使用料条例（平成16年甲斐市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「督促手数料及び延滞金の額並びにそれらの」を「延滞金の額及び」に、「甲斐市諸収入督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」を「甲斐市諸収入延滞金徴収及び滞納処分執行条例」に改める。

（甲斐市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正）

第６条　甲斐市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例（平成16年甲斐市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「及び督促手数料」を削り、同条第3項を削る。

（甲斐市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部改正）

第７条　甲斐市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成18年甲斐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「及び督促手数料」を削り、同条第2項を削る。

（甲斐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第８条　甲斐市後期高齢者医療に関する条例（平成20年甲斐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（保険料の督促）

第５条　市長は、保険料を納期限までに完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、山梨県後期高齢者医療広域連合長から当該保険料の徴収を猶予する旨の通知を受けた場合は、この限りでない。

（甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正）

第９条　甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例（平成20年甲斐市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「督促手数料及び延滞金の額並びにそれらの」を「延滞金の額及び」に、「甲斐市諸収入督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」を「甲斐市諸収入延滞金徴収及び滞納処分執行条例」に改める。

（甲斐市保育料条例の一部改正）

第10条　甲斐市保育料条例（平成27年甲斐市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「督促手数料及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「督促手数料及び」を削り、同項を同条第2

項とし、同条第4項中「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日に関わらず、なお従前の例による。

提案理由

督促手数料を廃止することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第68号

甲斐市印鑑条例の一部改正の件

甲斐市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市印鑑条例の一部を改正する条例

甲斐市印鑑条例（平成16年甲斐市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑の登録を受けている者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次条において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。次条において同じ。）を添付し、統合端末（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成15年総務省告示第706号）第1条第3号に規定する電子計算機をいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号をいう。次条において同じ。）を自ら入力して申請を行う場合は、印鑑登録証の添付を要しない。

第14条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を「個人番号カード」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

マイナンバーカードの普及促進及び利活用拡大を目的として、マイナンバーカードによる印鑑登録証明書の交付を可能とするため、所要の改正を行う必要がある。これが、この

条例案を提出する理由である。

議案第69号

甲斐市税条例の一部改正の件

甲斐市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市税条例の一部を改正する条例

甲斐市税条例（平成16年甲斐市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第90条第1項第1号中「（以下「身体障がい者」という。）」を削り、同号ア中「身体障がい者」を「身体障がい者等」に改める。

第90条の2第1項中「交付された身体障がい者」を「交付された身体障がい者等」に改める。

附　則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

提案理由

山梨県県税条例の一部を改正する条例（令和5年山梨県条例第26号）が公布されたことに伴い、軽自動車税の減免対象の拡充を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第70号

甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲斐市特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年甲斐市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特定利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第71号

甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部改正の件

甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例（平成26年甲斐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「第1号」及び「（自己の居住の用に供する住宅）」を削る。

附　則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

市街化調整区域において、一体的な土地利用と開発許可の運用を見直すことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第72号

甲斐市空家等対策の推進に関する条例の一部改正の件

甲斐市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市空家等対策の推進に関する条例（平成29年甲斐市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3)　管理不全空家等　適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。

第4条第1項中「第3条」を「第5条」に、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第8条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第9条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「第14条第1項から第3項まで」を「第22条第1項から第3項まで」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1)　法第13条に規定する措置に関すること。

第10条第2項及び第3項中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加える。

第12条中「第13条」を「第15条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部改正に伴い、管理不全空家の定義が示されたことにより所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第73号

甲斐市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件

甲斐市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年甲斐市条例第153号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲斐市水道事業等及び下水道事業等の設置等に関する条例

第1条中「下水道事業」を「下水道事業及び戸別合併処理浄化槽事業（以下「下水道事業等」という。）」に改める。

第2条第2項中「下水道事業」を「下水道事業等」に改める。

第2条の2に次の1項を加える。

２　法第2条第3項及び令第1条第2項の規定により、戸別合併処理浄化槽事業に法の規定の全部を令和6年4月1日から適用する。

第3条第1項中「及び下水道事業」を「及び下水道事業等」に改め、同条に次の1項を加える。

５　戸別合併処理浄化槽事業の処理区域は、前項の排水区域以外の区域とする。

第4条第2項中「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業及び戸別合併処理浄化槽事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（甲斐市情報公開条例の一部改正）

２　甲斐市情報公開条例（平成16年甲斐市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業及び戸別合併処理浄化槽事業の管

理者の権限を行う市長」に改める。

（甲斐市特別会計条例の一部改正）

3　甲斐市特別会計条例（平成16年甲斐市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中第9号を削る。

（甲斐市下水道条例の一部改正）

4　甲斐市下水道条例（平成16年甲斐市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業及び戸別合併処理浄化槽事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

第7条の6中「、条例及び水道事業等及び下水道事業管理規程」を「及び例規」に改める。

（甲斐市下水道使用料条例の一部改正）

5　甲斐市下水道使用料条例（平成16年甲斐市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業及び戸別合併処理浄化槽事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（甲斐市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正）

6　甲斐市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例（平成16年甲斐市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業及び戸別合併処理浄化槽事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（甲斐市公共下水道事業審議会条例の一部改正）

7　甲斐市公共下水道事業審議会条例（平成16年甲斐市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第2条中「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業及び戸別合併処理浄化槽事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（甲斐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

8　甲斐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年甲斐市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第4条中「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業及び戸別合併処理浄化槽事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（甲斐市水道給水条例の一部改正）

9　甲斐市水道給水条例（平成16年甲斐市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業及び戸別合併処理浄化槽事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（甲斐市簡易水道給水条例の一部改正）

10　甲斐市簡易水道給水条例（平成16年甲斐市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条中「甲斐市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例」を「甲斐市水道事業等及び下水道事業等の設置等に関する条例」に改める。

第3条第1号中「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業及び戸別合併処理浄化槽事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（甲斐市簡易水道水源保護条例の一部改正）

11　甲斐市簡易水道水源保護条例（平成16年甲斐市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業及び戸別合併処理浄化槽事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（甲斐市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部改正）

12　甲斐市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成18年甲斐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業及び戸別合併処理浄化槽事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

（甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正）

13　甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例（平成20年甲斐市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業及び戸別合併処理浄化槽事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改め、同条第3項及び第4項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条、第11条並びに第13条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第15条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第16条第1項及び第2項ただし書並びに第17条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第21条第2項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第22条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第23条中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表の11人槽以上の項中「市長」を「管理者」に改める。

（甲斐市個人情報保護法施行条例の一部改正）

14　甲斐市個人情報保護法施行条例（令和4年甲斐市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業及び戸別合併処理浄化槽事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

提案理由

「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年1月25日付総財公第9号総務大臣通知）の要請等により、合併浄化槽事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部を適用することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第74号

令和５年度甲斐市一般会計補正予算（第６号）

令和５年度甲斐市の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，５１９，５９７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２，８２７，７９５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更及び廃止は、「第３表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項
15 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
16 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
	3 委託金
18 寄附金	
	1 寄附金
19 繰入金	
	1 基金繰入金
	2 特別会計繰入金
20 繰越金	
	1 繰越金
21 諸収入	
	5 雑入
22 市債	
	1 市債
歳　入　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
5,626,455	180,411	5,806,866
4,309,308	170,412	4,479,720
1,301,139	9,999	1,311,138
2,380,672	55,675	2,436,347
1,558,282	25,252	1,583,534
675,387	32,419	707,806
147,003	△1,996	145,007
1,148,201	612	1,148,813
1,148,201	612	1,148,813
1,507,978	△154,398	1,353,580
1,507,974	△163,301	1,344,673
4	8,903	8,907
492,368	1,286,764	1,779,132
492,368	1,286,764	1,779,132
697,085	2,833	699,918
665,408	2,833	668,241
1,675,546	147,700	1,823,246
1,675,546	147,700	1,823,246
31,308,198	1,519,597	32,827,795

歳　出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 徴税費
	3 戸籍住民基本台帳費
	4 選挙費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
	2 環境衛生費
	3 清掃費
5 労働費	
	1 労働諸費
6 農林水産業費	
	2 林業費
9 消防費	
	1 消防費
10 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	4 学校給食費
	5 幼稚園費
	6 社会教育費
	7 保健体育費
13 諸支出金	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
4,277,635	△163,658	4,113,977
3,665,286	△176,912	3,488,374
337,921	12,453	350,374
238,783	2,797	241,580
14,208	△1,996	12,212
12,418,820	490,785	12,909,605
5,202,728	16,507	5,219,235
6,003,488	256,406	6,259,894
1,204,699	217,872	1,422,571
3,032,973	6,273	3,039,246
1,378,638	940	1,379,578
289,012	4,000	293,012
1,365,323	1,333	1,366,656
71,351	△1,107	70,244
71,351	△1,107	70,244
522,103	1,359	523,462
83,471	1,359	84,830
1,078,294	21,831	1,100,125
1,078,294	21,831	1,100,125
3,269,794	△23,418	3,246,376
530,195	855	531,050
726,348	391	726,739
692,051	497	692,548
29,736	△20,547	9,189
679,587	83	679,670
292,272	△4,697	287,575
68,044	1,187,532	1,255,576

款	項
	1 基金費
歳　出　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
68,044	1,187,532	1,255,576
31,308,198	1,519,597	32,827,795

第２表 繰越明許費補正

（追加）　　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
2　総務費	1　総務管理費	竜王庁舎維持管理事業	31,116
8　土木費	4　都市計画費	幹線道路整備事業	12,597
		都市公園、市立公園維持管理事業	26,224
9　消防費	1　消防費	消火栓負担金	22,598

第３表　地方債補正

（変更）

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
公共施設等適正管理推進事業	292,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。	287,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
緊急防災・減災事業	104,700	同上	同上	同上	258,700	同上	同上	同上
合併特例事業	339,200	同上	同上	同上	441,100	同上	同上	同上
脱炭素化推進事業	112,100	同上	同上	同上	10,400	同上	同上	同上

（廃止）

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後				備　考
	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	
防災対策事業	2,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。	－	－	－	－	起債対象事業費の皆減に伴う廃止。

議案第75号

令和５年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和５年度甲斐市の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２，７２４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，９８４，７４８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項
3 国庫支出金	
	2 国庫補助金
6 繰入金	
	1 一般会計繰入金
	2 基金繰入金
7 繰越金	
	1 繰越金
歳　入　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
339	56	395
339	56	395
748,293	△3,022	745,271
504,449	△56	504,393
243,844	△2,966	240,878
1	15,690	15,691
1	15,690	15,691
6,972,024	12,724	6,984,748

歳　出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
7 基金積立金	
	1 基金積立金
9 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
歳　出　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
99,494	0	99,494
91,221	0	91,221
417	11,266	11,683
417	11,266	11,683
8,202	1,458	9,660
8,202	1,458	9,660
6,972,024	12,724	6,984,748

議案第76号

令和５年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和５年度甲斐市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，５４３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９５８，９２１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項
3 繰入金	
	1 一般会計繰入金
4 繰越金	
	1 繰越金
歳　入　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
243,853	△379	243,474
243,853	△379	243,474
1	1,922	1,923
1	1,922	1,923
957,378	1,543	958,921

歳　出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
3 諸支出金	
	2 繰出金
歳　出　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
41,089	△379	40,710
37,676	△379	37,297
915,268	1,802	917,070
915,268	1,802	917,070
1,021	120	1,141
1	120	121
957,378	1,543	958,921

議案第77号

令和５年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第２号）

令和５年度甲斐市の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２８，１３１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，４７４，２７２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項
8 繰入金	
	1 一般会計繰入金
	2 基金繰入金
9 繰越金	
	1 繰越金
歳　入　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
850,294	19,742	870,036
786,043	3,585	789,628
64,251	16,157	80,408
373	108,389	108,762
373	108,389	108,762
5,346,141	128,131	5,474,272

歳　出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
6 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
	2 繰出金
歳　出　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
319,541	330	319,871
52,810	330	53,140
1,175	127,801	128,976
1,174	120,304	121,478
1	7,497	7,498
5,346,141	128,131	5,474,272

第２表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事　　業　　名	金　　額
1　総務費	5　地域介護、福祉空間整備費等補助金	地域介護、福祉空間整備費等補助金	212,852

議案第78号

令和５年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算(第１号)

令和５年度甲斐市の介護サービス特別会計補正予算(第１号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，２８６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７，８２９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項
3 繰越金	
	1 繰越金
歳　入　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
1	1,286	1,287
1	1,286	1,287
16,543	1,286	17,829

歳　出

款	項
3 諸支出金	
	2 繰出金
歳　出　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
2	1,286	1,288
1	1,286	1,287
16,543	1,286	17,829

議案第79号

令和５年度甲斐市水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和５年度甲斐市の水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和５年度甲斐市の水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　　入		
第１款　水道事業収益	1,014,862千円	2,522千円	1,017,384千円
第１項　営業収益	916,578千円	2,522千円	919,100千円

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　水道事業費用	794,514千円	1,540千円	796,054千円
第１項　営業費用	760,052千円	1,540千円	761,592千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　　入		
第１款　資本的収入	87,663千円	20,075千円	107,738千円
第３項　負担金	51,054千円	20,075千円	71,129千円

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　資本的支出	742,566千円	20,075千円	762,641千円
第１項　建設改良費	738,031千円	20,075千円	758,106千円

議案第80号

令和５年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和５年度甲斐市の簡易水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和５年度甲斐市の簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　　入		
第１款　水道事業収益	90,673千円	4,000千円	94,673千円
第２項　営業外収益	75,649千円	4,000千円	79,649千円

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　水道事業費用	90,265千円	4,000千円	94,265千円
第１項　営業費用	85,886千円	4,000千円	89,886千円

（他会計からの補助金）

第３条　予算第９条中「66,815千円」を「70,815千円」に改める。

議案第 81 号

令和５年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和５年度甲斐市の下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和５年度甲斐市の下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　下水道事業費用	1,685,507 千円	1,763 千円	1,687,270 千円
第１項　営業費用	1,500,740 千円	1,763 千円	1,502,503 千円

議案第82号

指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び甲斐市双葉農の駅施設条例（平成16年甲斐市条例第130号）第4条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1　公の施設の名称及び位置

名　称　　甲斐市双葉農の駅

位　置　　山梨県甲斐市宇津谷1764番地

2　指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名

所在地　　山梨県甲斐市宇津谷1764番地

名　称　　双葉農の駅企業組合

代表者の氏名　　代表理事　猪股俊公

3　指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

議案第 83 号

市道路線認定の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道として認定するものとする。

番号	路線名	起点 終点	重要な経過地	備考		
				延長	幅員	摘要
1574	笹原（ささはら） 宅造１号線	天狗沢字笹原 4 番 10 地先から 天狗沢字笹原 4 番 17 地先まで		54.6m	6.0m～10.2m	
654	天神前（てんじんまえ） 宅造２号線	竜王新町字天神前 675 番 1 地先から 竜王新町字天神前 677 番地先まで		29.7m	6.0m～10.9m	
655	上川除附（かみかわよけづき） 宅造３号線	西八幡字上川除附 4312 番 1 地先から 西八幡字上川除附 4312 番 17 地先まで		34.8m	5.0m～9.3m	
656	下冷久保（しもひえくぼ） 宅造３号線	玉川字下冷久保 706 番 8 地先から 玉川字下冷久保 706 番 7 地先まで		16.7m	5.0m～10.2m	
657	八幡前（やはたまえ） 宅造１号線	篠原字八幡前 66 番 3 地先から 篠原字八幡前 38 番 5 地先まで		81.9m	6.0m～10.5m	
658	八幡前（やはたまえ） 宅造２号線	篠原字八幡前 66 番 6 地先から 篠原字八幡前 38 番 18 地先まで		58.5m	6.0m～10.6m	

提案理由

市道の路線認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。